

経営基盤再構築伴走支援事業 募集要項

1. 事業目的・概要

経営基盤再構築伴走支援事業(以下、「本事業」という)は、島根県内の中小製造業(機械金属、電気・電子、樹脂)のうち、大手メーカーの受注構成が高く、主要取引先の受注によって会社の業績が左右されてしまう企業(以下支援対象者という)を対象として、緊急的かつ抜本的な経営基盤づくりを支援します。

本事業では、支援対象者に対し、公益財団法人しまね産業振興財団(以下、「財団」という)の紹介する専門家が、短期集中型の伴走支援を行います。

このような経営課題を有する企業様に向けた事業です。

- 特定企業の取引依存度が高く主体的な経営ができない
- 既存の取引構造を転換し、経営を安定させたい
- 社内資産を活かし新規市場・顧客を開拓したい
- 社員が自立・自走する仕組みを整えたい
- 10年先も勝ち残れる強固な経営基盤を築きたい

財団が紹介する専門家(本事業委託先):決定次第、改めてご案内いたします。

2. 支援対象者

下記いずれも満たす者

- ・県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者
- ・大手メーカーと直接・間接取引を行っており、当該メーカー1社または特定の業界の直近決算期における取引割合が概ね50%以上の製造業者(機械金属、電気・電子、樹脂)
- ・経営体制強化及び経営の自立化に向けて改善が必要、または現在取り組みを開始している者
- ・経営体制の強化・改革に高い危機感・意欲をもつ者

なお、令和7年度に下請け構造転換支援事業に係る伴走支援を受けた者は対象としない

3. 費用

無料 ※専門家伴走費用は無料ですが、関連して支出する費用については支援対象者負担とします。

4. 支援内容・領域

本事業では、支援対象者に対し、専門家による緊急的かつ抜本的な経営基盤づくりのための伴走支援を実施します。伴走支援では、主に以下事項を中心に、各社の状況に合わせた支援を実施します。

【主な支援事項】

支援事項	支援概要
現状分析(経営診断)	市場・方針・管理体制・組織体制・社内風土等、様々な視点で現状把握を行います。
現状分析報告会	把握結果と改善の方向性を幹部・社員に向けて御説明し、課題共有を行います。
改善計画の作成支援	業績・生産性UPに向けた各部門の活動計画の作成支援を行います。
伴走支援(PDCA サイクル定着)	毎月2回程度専門家がお伺いし、会議支援等、PDCA定着に向けた伴走支援を行います。
ビジネスマッチング	パートナー企業や関連支援機関、地域金融機関を活用した販路開拓の支援を行います。

※上記支援事項は、支援の流れの一例になります。実際には、各社の状況に合わせて必要な事項を支援します。

5. 申し込み方法

本事業の申し込み方法は以下の通りです。なお、申し込み前に「7.注意事項」をご一読ください。

〈必要書類〉

以下(1)～(5)の書類を申込期限までに、メールにてご提出ください。

- (1)経営基盤再構築伴走支援事業 申請書
- (2)経営基盤再構築伴走支援事業 エントリーシート
- (3)直近4期の決算書類(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販管費内訳書、個別注記表)※
※製造原価報告書を作成していない場合は添付なしとする
- (4)島根県税に係る納税証明書(一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明)※
※3 カ月以内に発行されたもの、写し可
- (5)会社概要が分かる書類(会社パンフレット等)

〈申込期限〉

令和8年4月30日(木)17:00 必着

〈書類提出先・問い合わせ先〉

(公財)しまね産業振興財団 経営支援部 経営支援課 総合相談グループ

TEL:0852-60-5115 E-mail:con@joho-shimane.or.jp

6. 伴走期間・スケジュール

本事業に係るスケジュールは以下の通りです。

日程	内容
令和8年3月25日(水)	募集開始
令和8年4月30日(木)	申込書類一式提出期限
令和8年5月上旬	結果通知・伴走支援開始
令和8年6月～令和9年2月	伴走支援期間 ・現状調査後、改善計画の作成支援、毎月訪問を行い、PDCA サイクルの定着支援を行います。 ・支援回数は、支援対象者と相談の上、決定します。

7. 注意事項

- 本事業は公募締切までに提出があった提出書類を元に、2. 支援対象者で定める要件に該当するか審査を行います。

【審査項目】

- ✓ 自社の経営課題について① :財務・収益面(財務状況・借入・資金繰・収益性等)
 - ✓ 自社の経営課題について② :仕組・組織(原価管理・売上管理・生産管理・PDCA 体制等)
 - ✓ 目指すべき会社像 :3年先の目指す会社像について(どのような会社になりたいか)
 - ✓ 自社の改善活動状況 :現在自社で取組んでいる改善項目について
 - ✓ 取引依存度・支援の緊急性 :1社の取引依存度の高さや支援の緊急度
- 結果(採否)については、審査後内部手続きを経て速やかに申請事業者に通知いたします。
 - 支援対象者は、以下事項について遵守する必要があります。
 - ✓ 支援対象者は、主体的に本事業を実施し、自社の改善に向けた取組に努める事。
 - ✓ 支援対象者は、特別な事情がない限りにおいて、審査結果通知後の辞退を行わない事。
 - 本事業に提出いただいた申請書および必要書類にかかる情報を、本事業委託先と共有し、本事業を実施します。共有する情報は本事業の実施に係る運用・管理の範囲以外で使用することはありません。